

大阪市告示第788号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月5日

大阪市長 横山英幸

金融機関名	店舗名	所在地		変更年月日
大阪シティ 信用金庫	松原支店	変更前	〒580-0016 松原市上田1-7-3	令和8年 6月8日
		変更後	〒580-0016 松原市上田1-1-6 N T T西日本 松原ビル	
	西支店	変更前	〒550-0025 大阪市西区九条南1-10-17	令和8年 7月6日
		変更後	〒550-0025 大阪市西区九条南1-2-20 ドーム前いずみビル3階	

(会計室会計管理担当)